

平成 20 年 6 月 11 日

株 主 各 位

東京都千代田区一番町 21 番地
株式会社東京金融取引所
代表取締役社長 齋藤 次郎

第 4 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本取引所第 4 回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成 20 年 6 月 25 日（水曜日）午後 5 時までには到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成 20 年 6 月 26 日（木曜日） 午前 10 時
2. 場 所 東京都千代田区一番町 21 番地 一番町東急ビル 12 階
本取引所 大会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 株主総会の目的事項
報告事項 第 4 期（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第 1 号議案 剰余金の配当の件
第 2 号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件
第 3 号議案 役員賞与支給の件

以上

-
1. ご出欠の確認のため、別紙 1 の出欠届に必要な事項をご記入のうえ、平成 20 年 6 月 20 日（金）までに FAX にてご返送ください。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら別紙 2 の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 3. 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の本取引所ウェブサイト（<http://www.tfx.co.jp>）に掲載させていただきます。

第 4 期 事 業 報 告

(平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

平成 19 年度の日本経済は、年央にかけ、企業の生産や輸出が堅調に推移し、景気回復が持続しましたが、下半期に入ると、米国サブプライムローン問題の顕在・深刻化が影響を及ぼし、下振れリスクが出てくる状況でありました。

短期金融市場におきましても、夏までは、政策金利引上げの思惑から、金利の上昇が見込まれましたが、秋以降、横ばい圏内で推移しました。

また、為替市場におきましては、円の対米ドル相場は、年後半にかけ徐々に上昇傾向を辿りました。

このような状況の下、ユーロ円 3 ヶ月金利先物の取引数量は、海外投資家への IR 活動など、積極的な営業活動により、上半期は堅調に推移しましたが、秋以降は、短期金利動向に沿って、やや伸び悩む展開でした。

一方、くりっく 3 6 5 (取引所為替証拠金取引) については、為替証拠金取引市場の拡大を背景に、各種プロモーションによる知名度向上等により、大幅に取引数量を拡大しました。

平成 19 年度の日平均取引数量は、ユーロ円 3 ヶ月金利先物が 144, 146 枚、くりっく 3 6 5 が 135, 701 枚となり、全商品年間取引数量では、前年度比 31%増の 74, 057, 650 枚となりました。

この結果、当期の業績は以下のとおりです。

<営業収益について>

営業収益は、定率手数料等の増加により、121 億 23 百万円でした。

(営業収益の内訳)

(単位：千円)

区分	平成 19 年度
営業収益	
基本手数料	41, 350
定率手数料	11, 637, 817
システム設備関係収入	110, 129
資格取得料等	64, 000
情報提供料	270, 279
営業収益計	12, 123, 575

<営業費用について>

営業費用は、新システム開発に伴う施設関係費等の増加により、45億58百万円でした。

(営業費用の内訳)

(単位：千円)

区分	平成19年度
営業費用	
人件費	1,246,125
販売費	4,504
施設関係費	2,834,503
事務運営費	473,268
営業費用計	4,558,402

以上の結果、営業利益は、75億65百万円でした。

営業外収益は、預金及び国債での運用収益等で1億78百万円となり、経常利益は77億31百万円でした。

特別損失として、システム変更損失引当金繰入額92百万円を計上し、当期純利益は、52億28百万円となりました。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当期における設備投資は、総額40億49百万円。新システムの開発に伴う設備投資等です。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区分	平成 16 年度 (第 1 期)	平成 17 年度 (第 2 期)	平成 18 年度 (第 3 期)	平成 19 年度 (第 4 期)
営業収益	2,000,695	4,106,296	10,774,707	12,123,575
営業損益	△152,993	1,034,432	7,021,886	7,565,172
経常損益	△103,423	1,093,866	7,166,295	7,731,605
当期純利益	△107,223	772,263	7,188,536	5,228,478
1株当たり 当期純利益	△159円77銭	859円62銭	8,296円63銭	6,060円24銭
総資産(注)	24,604,830	57,391,513	108,110,705	174,955,830
純資産	11,947,376	12,719,639	19,717,527	19,554,515

(注) 総資産には、取引参加者及び清算参加者から取引証拠金、信託金、清算預託金として現金で預託されたものが含まれております。なお、当該現金で預託されたものは負債と両建てで計上しており、その額は、1,513億39百万円です。

一方、取引参加者及び清算参加者から取引証拠金、信託金、清算預託金として預託された有価証券につきましては、総資産の額には含まれておりません。なお、その額は、622億26百万円(時価)です。

(5) 主要な事業内容

金融商品取引法に基づき、

- ①金融商品取引所として、金融商品市場の開設及び市場施設の提供、相場の公表その他金融商品市場開設に係る業務
- ②金融商品取引清算機関として、本取引所で行われた市場デリバティブ取引についての金融商品債務引受業務
- ③自主規制機関として、市場の公正性、透明性及び信頼性を確保するために行う取引内容の審査及び取引参加者への考査等の業務を行っております。

なお、本取引所の開設する市場デリバティブ取引における売買等の対象及び取引参加者数は、次のとおりであります。

<本取引所上場商品>

- ・ユーロ円3ヵ月金利先物
- ・ユーロ円3ヵ月金利先物オプション
- ・無担保コールオーバーナイト金利先物
- ・GCレポスポット・ネクスト金利先物
- ・くりつく365

<本取引所取引参加者数>

- ・ユーロ円先物取引参加者 53 社（うち、金利先物等清算参加者 47 社）
 - ・為替証拠金取引参加者（為替証拠金清算参加者） 17 社
- なお、このうちマーケットメイカーは 3 社

(6) 主要な営業所

本店 東京都千代田区一番町 21 番地

(7) 使用人の状況

区分	従業員数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
男性	65 名 (+11 名)	36 歳 1 ヶ月	5 年 8 ヶ月
女性	21 名 (+ 5 名)	31 歳 6 ヶ月	5 年 8 ヶ月
合計 (又は平均)	86 名 (+16 名)	35 歳 0 ヶ月	5 年 8 ヶ月

(上記は、出向社員、契約社員及び嘱託社員計 6 名を含んでおりません。)

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) 対処すべき課題

本取引所は、「経済環境が不透明な中において、東京金融市場の活性化に貢献し、今後激化すると思われる取引所間競争を勝ち抜き、金融先物の先端取引所としての地位を確固たるものとするため、我国最新の金利・為替システムの導入、安定稼動をベースに、取引の信頼性・利便性向上策を講じるとともに、有価証券関連の新商品上場を実現し、収益構造の一層の強化を図る。」を平成 20 年度の基本方針としています。

これに基づく、具体的方策は次のとおりです。

①取引の信頼性・利便性の向上と収益基盤の強化

a. ユーロ円金利先物等取引の数量拡大

イ. 新金利システムの導入（第一四半期）による取引の利便性向上

- ・処理能力の向上（処理速度は 10 ミリセカンド以下目標）
- ・注文約定時の付合わせ方式の変更（比例配分方式）
- ・ストラテジー取引へのブロック取引の導入
- ・バックアップサイトの構築等

ロ. 新規取引参加者の拡大（5 社程度）

リモートメンバーシップ制度の新設（第一四半期）によるリモートメンバーの導入及び国内取引参加者の拡大

ハ. 地域金融機関向けセミナー実施（年 4 回）等による委託取引の掘り起こし

- ニ. 翌日物取引の定着 (MM 制度の導入等)
 - b. くりっく 3 6 5 取引の数量拡大
 - イ. 新為替システム導入 (10 月) による利便性向上、商品性の見直し
 - ・処理能力の向上 (MM の拡大等)
 - ・建玉の両建て及び指定機能の導入
 - ・対円取引の通貨を 10 以上追加 (香港ドル、南アフリカランド、トルコリラ、メキシコペソ、デンマーククローネ、ノルウェークローネ、スウェーデンクローネ等)
 - ・クロスカレンシー取引の導入 (ユーロ/ドル、英ポンド/ドル、ドル/スイスフラン、豪ドル/ドル、NZ ドル/ドル等)
 - ・バックアップサイトの構築等
 - ロ. 新規取引参加者の拡大 (10 社程度)
 - ハ. 認知度の向上による口座数増大
メディア (テレビ CM 等) の活用による積極的プロモーションの展開
 - c. 新商品の登場 (株価指数先物等)
- ②公正な市場運営の確保
- a. 自主規制業務の適切かつ効率的な運営 (考査の効率化、遠隔地参加者資格審査体制の確立等)
 - b. 監視体制の見直し・強化 (新システムにおける監視手法の見直し等)

2. 株式に関する事項 (平成 20 年 3 月 31 日現在)

(1) 発行可能株式総数

3,400,000 株

(2) 発行済株式の総数

862,750 株

(注) 本取引所は、平成 19 年 7 月 30 日に自己株式 (優先株式) 306,180 株全てを取得し、平成 19 年 8 月 29 日に当該株式を消却しました。

これにより、平成 19 年 6 月 30 日開催の株式会社東京金融先物取引所定時株主総会の決議に基づき、優先株式にかかる「発行可能株式総数」及び「発行済株式の総数」は、定款より削除しました。

(3) 株主数

72 名

(4) 大株主

株主名	本取引所への出資状況	
	持株数	議決権比率
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	43,130 株	4.99%
株式会社三井住友銀行	43,060	4.99
三菱 UFJ 信託銀行株式会社	41,320	4.79
大和証券エスエムビーシー株式会社	30,660	3.55
みずほ証券株式会社	26,860	3.11
住友信託銀行株式会社	20,660	2.39
信金中央金庫	20,660	2.39
農林中央金庫	20,660	2.39
株式会社横浜銀行	20,660	2.39
株式会社千葉銀行	17,660	2.05
株式会社福岡銀行	17,660	2.05
株式会社みずほ銀行	16,200	1.88
株式会社みずほコーポレート銀行	16,200	1.88
株式会社静岡銀行	15,660	1.82
株式会社常陽銀行	15,660	1.82

(注) みずほ証券株式会社は株式会社みずほコーポレート銀行の子会社であります。

※ 本取引所の大株主への出資はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成 20 年 3 月 31 日現在）

地位	氏名	担当又は主な職業
代表取締役社長	齋藤 次郎	
代表取締役専務	太田 省三	総務部、市場部、営業部、コンプライアンス室
常務取締役	村上 堯	業務部、システム部、自主規制事務局
取締役	貝塚 啓明	京都産業大学客員教授
取締役	関 哲夫	新日本製鐵株式会社常任監査役
取締役	國部 毅	株式会社三井住友銀行常務執行役員
取締役	中根 俊彦	ソエジエナル証券会社東京支店代表取締役共同会長
常勤監査役	早川 淑男	
監査役	手塚 一男	兼子・岩松法律事務所弁護士
監査役	兼坂 光則	新光証券株式会社代表取締役会長

(注 1) 貝塚 啓明氏、関 哲夫氏、國部 毅氏、中根 俊彦氏の 4 名は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。

(注 2) 手塚 一男氏、兼坂 光則氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

(注 3) 取締役及び監査役の就退任

【就任】

平成 19 年 6 月 29 日開催の定時株主総会において、関 哲夫氏、國部 毅氏、中根 俊彦氏が取締役に、手塚 一男氏、兼坂 光則氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任しました。

【退任】

平成 19 年 5 月 31 日を以って、境 米夫氏は取締役に辞任しました。

また、平成 19 年 6 月 29 日開催の定時株主総会終結の時を以って、佐々木 宗平氏は取締役に任期満了により退任し、東 俊太郎氏は取締役に、開発 光治氏、中田 誠司氏は監査役にそれぞれ辞任しました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支払人員	支払総額
取締役	7 名	113,879 千円
監査役	3 名	26,093 千円

(注 1) 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年額 125 百万円であります。
(平成 19 年 6 月 29 日開催の株式会社東京金融先物取引所定時株主総会決議)

(注 2) 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額 30 百万円であります。
(平成 16 年 2 月 20 日開催の会員制法人東京金融先物取引所臨時総会決議)

(注 3) 上記報酬等の額には、平成 20 年 6 月 26 日開催の第 4 回定時株主総会で付議予

定の役員賞与は含まれておりません。

(注4) 当期中の役員退職慰労金の支払はありません。

5. 会計監査人の状況

本取引所の会計監査人は、新日本監査法人であります。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容

本取引所は、会社法第362条第4項第6号及び第5項、並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の規定に従い、以下のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決定しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について（会社法第362条第4項第6号）

- ①本取引所は、経営理念及び行動規範において、法令及び定款の遵守を経営の最重要事項と位置付けており、これを堅持する。
- ②取締役は、取締役会決議、その他の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務の法的義務をもってこれを履行する。
- ③取締役は、取締役会や経営上の重要会議において、相互にその職務執行を監視する。また、監査役監査及び会計監査人監査により、臨時監査を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について（会社法施行規則第100条第1項第1号）

本取引所は、取締役の職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書取扱規程等に基づき、適切に保存し管理する。

- ①株主総会議事録と関連資料
- ②取締役会議事録と関連資料
- ③稟議書
- ④その他経営方針の決定に関する重要会議の記録及び資料

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制について（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号）

- ①本取引所は、損失の危機（以下「リスク」という。）の管理を経営の最重要事項と位置付ける。
- ②各部門は、担当する業務に係るリスクの管理に関する規程・事務マニュアル・その他内規を制定し、リスクの発生予防策・対応策・再発防止策等を整備する。
- ③内部監査部門は、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施し、その結果を適宜取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号）

- ①担当役員制度を導入し、決裁規程、緊急時対応策マニュアル等に基づき、各取締役の責任及び権限の明確化を図り、職務執行が効率的に行われる体制とする。
- ②取締役会を構成する取締役のうち、複数名を社外取締役とし、取締役の職務執行の透明性・妥当性を確保する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号）

①コンプライアンス体制の整備

使用人の職務執行の適法性を確保するため、「コンプライアンス室」を設置し、同室においてコンプライアンスに関する体制の整備を行う。

②内部通報制度の構築

内部通報制度を整備し、使用人に対してその周知を図る。この場合、報告者・相談者の匿名性を保証するとともに、不利益がないことを確保する。

③内部監査の実施

内部監査部門は、内部監査規則に基づき、使用人の職務執行の適法性・妥当性・効率性等を確保するため、組織横断的に監査を実施する。

④その他

使用人は、監査役監査及び会計監査人監査により、随時監査を受ける。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号）

監査役の職務に対する補助人の設置は、監査役により求められた場合にこれを行う。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項について（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 2 号）

(6) における補助人を設置する場合には、その独立性に留意する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 3 号）

- ① 監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、取締役は、当該重要会議において、随時その担当する業務の執行状況について報告を行う。
- ② 取締役及び使用人は、法令等に違反する、又は違反する恐れのある場合や、会社に著しい損害が発生、又は発生する恐れがあると考えられる場合は、速やかに監査役に報告を行う。
- ③ コンプライアンス室長は、行動規範に基づき法令違反に関する報告を受けた場合は、速やかに監査役に報告を行う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号）

- ① 監査役及び監査役会は、監査役監査を適切に遂行するため、取締役等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努める。
- ② 監査役会を構成する監査役のうち、半数以上を社外監査役とし、監査の透明性・実効性を確保する。
- ③ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、会計監査人等の外部専門家を自らの判断で活用する。

(本事業報告書中の記載金額については、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入して表示しております。)

平成19年度貸借対照表

(平成20年3月31日)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	9,666,859	I 流動負債	3,703,429
現金及び預金	81,325	営業未払金	93,994
営業未収入金	994,228	未払金	330,382
有価証券	8,203,130	未払法人税等	2,948,999
未収入金	34,640	預り金	9,471
前渡金	2,088	役員賞与引当金	60,860
前払費用	15,010	賞与引当金	137,333
繰延税金資産	337,592	システム変更損失引当金	122,387
その他	1,826		
貸倒引当金	△2,982		
II 固定資産	165,288,970	II 固定負債	151,697,885
1 有形固定資産	1,454,140	長期未払金	9,294
建物附属設備	119,105	役員退職慰労引当金	206,900
器具及び備品	169,312	退職給付引当金	141,870
建設仮勘定	1,165,723	取引参加者預り金	151,339,820
2 無形固定資産	3,285,792	取引証拠金	146,829,009
ソフトウェア	346,282	信託金	400,000
ソフトウェア仮勘定	2,930,497	清算預託金	4,110,810
その他	9,012		
3 投資その他の資産	9,209,216	負債合計	155,401,314
投資有価証券	8,435,605	(純資産の部)	
差入保証金	310,789	株主資本	19,554,515
長期貸付金	3,508	I 資本金	5,844,650
長期前払費用	1,164	II 資本剰余金	6,045,950
繰延税金資産	168,337	資本準備金	6,045,950
その他	293,822	III 利益剰余金	7,663,915
貸倒引当金	△4,010	その他利益剰余金	7,663,915
4 取引参加者預り資産	151,339,820	違約損失積立金	164,000
取引証拠金預金	146,829,009	繰越利益剰余金	7,499,915
信託金預金	400,000		
清算預託金預金	4,110,810	純資産合計	19,554,515
資産合計	174,955,830	負債及び純資産合計	174,955,830

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

平成19年度損益計算書

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	12,123,575
基本手数料	41,350
定率手数料	11,637,817
システム設備関係収入	110,129
資格取得料等	64,000
情報提供料	270,279
営 業 費 用	4,558,402
販売費及び一般管理費	4,558,402
営 業 利 益	7,565,172
営 業 外 収 益	178,033
受取利息	168,666
雑収入	9,367
営 業 外 費 用	11,600
雑損失	11,600
経 常 利 益	7,731,605
特 別 利 益	9,000
役員賞与引当金戻入益	9,000
特 別 損 失	92,343
システム変更損失引当金繰入額	92,343
税 引 前 当 期 純 利 益	7,648,262
法人税、住民税及び事業税	2,925,713
法人税等調整額	△ 505,930
当 期 純 利 益	5,228,478

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

当期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位: 千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					違約損失積立金	繰越利益剰余金	
前期末残高	5,844,650	6,045,950	-	6,045,950	164,000	7,662,927	7,826,927
当期変動額	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△461,993	△461,993
当期純利益	-	-	-	-	-	5,228,478	5,228,478
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	△4,929,498	△4,929,498	-	-	-
繰越利益剰余金にて充当	-	-	4,929,498	4,929,498	-	△4,929,498	△4,929,498
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△163,012	△163,012
当期末残高	5,844,650	6,045,950	-	6,045,950	164,000	7,499,915	7,663,915

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
前期末残高	-	19,717,527	19,717,527
当期変動額	-	-	-
剰余金の配当	-	△461,993	△461,993
当期純利益	-	5,228,478	5,228,478
自己株式の取得	△4,929,498	△4,929,498	△4,929,498
自己株式の消却	4,929,498	-	-
繰越利益剰余金にて充当	-	-	-
当期変動額合計	-	△163,012	△163,012
当期末残高	-	19,554,515	19,554,515

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定額法を採用しています。

②無形固定資産 自社利用ソフトウェア…社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③長期前払費用 均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる影響額は軽微であります。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度から、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる影響額は軽微であります。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、翌期の支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。

③賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌期の支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、会社規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法に基づき会社規程による期末自己都合要支給額を計上しております。

⑥システム変更損失引当金

取引所為替証拠金取引システムの更改に伴い発生する中途解約金の見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。

- (4) 消費税等の処理方法
税抜方式を採用しています。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 321,628 千円

- (2) 取引参加者預り資産及び取引参加者預り金

本取引所では、取引参加者および清算参加者の債務不履行により本取引所および委託者等が被るリスクを担保するため、各取引参加者および清算参加者より取引証拠金、信託金及び清算預託金（清算預託金は清算参加者のみ）の預託を受け、他の資産と区分して管理しており、貸借対照表上、その目的ごとに区分して表示しております。

- (3) 担保受入金融資産の時価評価額

貸借対照表上に計上していない充当有価証券の時価は以下のとおりであります。

取引証拠金充当有価証券	55,940,365 千円
信託金充当有価証券	624,337 千円
清算預託金充当有価証券	5,662,188 千円

上記の充当有価証券は、金融商品取引の契約不履行の発生時において処分権を有するものであります。

- (4) システムに係る停止条件付債務

現行システム稼働後において以下の事象が発生した場合に、一時的な追加費用の支払いが発生する契約となっています。ただし、現状および平成20年度の見通し(※1)では以下の事象発生の可能性が少ないことから、貸借対照表に債務計上を実施していません。

平成23年までの暦年ベースで、年間取引数量が5千万枚を超えた場合
・AEMS(※2)に対して 434,000 千円

※1	平成19年度の月間最多取引数量	平成19年8月	5,827 千枚
	平成19年度の年間取引数量		38,775 千枚
	平成20年度予算案の年間取引数量見込み		31,720 千枚

※2 Atos Euronext Market Solutions Limitedの略称

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 862,750 株

- (2) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	431,375	500	平成19年 3月31日	平成19年 6月30日
平成19年6月29日 定時株主総会	優先株式	30,618	100	平成19年 3月31日	平成19年 6月30日

(3) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

上記の事項については、次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	862,750	1,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)

	千円
ソフトウェア償却費損金算入限度超過額	228,179
未払事業税否認	218,066
役員退職慰労引当金	84,187
退職給付引当金	57,726
賞与引当金	55,881
システム変更損失引当金否認	49,799
その他	36,177
繰延税金資産小計	730,018
評価性引当額	△ 224,089
繰延税金資産合計	505,930

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	22,665円33銭
1株当たり当期純利益	6,060円24銭

独立監査人の監査報告書

平成20年5月12日

株式会社 東京金融取引所
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 仙波 春雄 (印)

代表社員 業務執行社員 公認会計士 岡崎 芳雄 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京金融取引所の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査報告に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 20 年 5 月 12 日

株式会社東京金融取引所 監査役会

監査役(常勤) 早川淑男 ㊟

監査役 手塚一男 ㊟

監査役 兼坂光則 ㊟

(注) 監査役 手塚一男及び監査役 兼坂光則は、会社法第 2 条第 16 号及び第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。

株式会社東京金融取引所 定時株主総会会場ご案内図



【会 場】 株式会社東京金融取引所 大会議室
東京都千代田区一番町 21 番地 一番町東急ビル 12 階
電話番号 03 (3514) -2400 (代)

【交 通】 ・地下鉄半蔵門線 半蔵門駅 5 番出口下車 徒歩 1 分
・地下鉄有楽町線 麹町駅 3 番出口下車 徒歩 4 分

【照会先】 株式会社東京金融取引所 総務部企画室
電話番号 03 (3514) -2402